

## 土 地

### 都市計画区域の土地売買

問い合わせ ▶ 地域整備係 TEL667-1113

都市計画区域内の土地を売るときは、道路計画や地区計画が定められている場合がありますのであらかじめ確認してから、売買を行いましょう。

### 都市施設の管理

問い合わせ ▶ 地域整備係 TEL667-1113

都市公園内の施設が壊れていたり、特別に使用したいときは、連絡してください。

### 土地取引の届出

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL666-8911

一定面積（市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡、都市計画区域以外の区域10,000㎡）以上の土地について、土地売買等の契約（予約を含む）をした場合には、当事者のうち権利取得者は契約締結後2週間以内に知事に対し、利用目的、取引価格などを届け出なければなりません。

## 建 物

### 建 築

問い合わせ ▶ 地域整備係 TEL667-1113

建築する場所や土地の面積などによっては、建築確認を受ける前に、都市計画法の許可が必要です。詳しいことは、案内図をご持参のうえ相談してください。



# 4

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

## 道 路

### 道路の掘削・占用

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

道路はみんなの公有財産です。道路を無断で使用したり工事したりすると、交通の安全と快適な生活が保てなくなります。

道路を掘削したり、工事などの資材を置きたい場合には、必ず道路占用許可申請書または道路工事施工承認申請書を提出し、許可を受けてください。

### 道路や水路に隣接した構造物

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

道路や水路の公共用地に、隣接してへいや車庫などの構造物をつくる時は、町や県など関係機関立ち会いの上、境界を確認してから行ってください。

### 道路、橋、側溝

問い合わせ ▶ 地域整備係 TEL667-1113

道路、橋、側溝などが壊れていたら、連絡してください。

### 除 雪

問い合わせ ▶ 管理用地係 TEL667-1113

雪の障害から生活道路を守るため、計画に沿って道路除雪作業を行いますので、ご協力ください。

1. 路上駐車は絶対にしないでください。
2. 道路側溝は流雪溝ではありませんので、雪を捨てないようにしてください。
3. 屋根や宅地内の雪は道路に出さないでください。
4. 家庭の出入り口や車庫の前などは、各自で片づけるようご協力ください。
5. 幅の狭い歩道や除雪対象外の道路は、町内会ごと協力して除雪しましょう。
6. 朝方から雪が降り積もる日が続いたときなどは、日中除雪を行う場合があります。

## 交 通

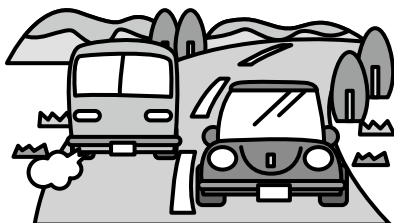
### やまのベココミュニティバス

問い合わせ ▶ 生活環境係 TEL667-1109

通勤・通学・通院・買い物・温泉入浴など幅広く利用できるやまのベココミュニティバスを運行しています。ぜひ、ご利用ください。

また、山間部と平野部の拠点を結ぶデマンドバスもありますので、ぜひご利用下さい。

なお、運行日は、月～土曜日になりますので、ご注意ください。



### その他の公共交通機関

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL666-8911

乗車券の購入、時刻、運賃、予約情報などに関する問い合わせ

▽鉄道

東日本旅客鉄道株式会社  
JR東日本お問い合わせセンター  
TEL050-2016-1600

▽路線バス

山交バス株式会社  
バス案内センター TEL023-632-7272  
高速バス予約センター TEL023-632-7280

▽タクシー

山辺観光タクシー株式会社  
TEL023-664-5030